

林文雄 監工 監工

昭和四年十二月七日 第一 監工 監工

本工場の監工は、前記の如く、林文雄氏に任ぜられたるが、林氏は、本工場の監工に不適当であると主張し、本工場の監工を辞職した。本工場の監工を、林文雄氏に任ぜられたるが、林氏は、本工場の監工に不適当であると主張し、本工場の監工を辞職した。本工場の監工を、林文雄氏に任ぜられたるが、林氏は、本工場の監工に不適当であると主張し、本工場の監工を辞職した。

林文雄 (監) 監工

林文雄氏は、本工場の監工に不適当であると主張し、本工場の監工を辞職した。本工場の監工を、林文雄氏に任ぜられたるが、林氏は、本工場の監工に不適当であると主張し、本工場の監工を辞職した。本工場の監工を、林文雄氏に任ぜられたるが、林氏は、本工場の監工に不適当であると主張し、本工場の監工を辞職した。



4. 12. 12  
P 31

勞務第三〇一九號

昭和四年十二月七日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿

社 會 局 長 官 殿

京都大阪神奈川兵庫各府縣知事 殿

細井鑛工場第二次爭議解決、件(第一報)

要旨一八項、要求中大部分承認、本月四日圓滿解決。

標記工場爭議再發八項目、要求ヲ提出紛議中ナリシハ、既報ノ處本月四日午後三時三十分ヨリ會社事務所樓上